

インドネシア共和国商業大臣

輸入業者番号（API）規定に関する  
商業大臣規程 No.27/M-DAG/PER/5/2012 の改正に関する商業大臣規程 No.59/M-  
DAG/PER/9/2012

唯一神のご加護により、  
インドネシア共和国商業大臣は、

- a. 事業確実性を与え、輸入業者番号（API）規定実施の有効性を高め、そして投資の枠組みにおける産業開発或いは振興用の機械、物品、材料にかかる輸入関税免税に関する財務大臣規程 No.176/PMK.011/2009 の改正に関する財務大臣規程 No.76/PMK.011/2012 の規定に対する調整を行うため、輸入業者番号（API）規定に関する商業大臣規程 No.27/M-DAG/PER/5/2012 を改正する必要があること、
- b. aを考慮し、商業大臣規程を定める必要があること、  
を考慮し、

1. *Bedrijfsreglementerings Ordonantie* 1934(官報 1938 年 86 号)
2. 会社登録義務に関する法律 1982 年 3 号(官報 1982 年 7 号、官報追記 3214 号)
3. 工業に関する法律 1984 年 5 号(官報 1984 年 22 号、官報追記 3274 号)
4. *Agreement Establishing The World Trade Organization* 承認（世界貿易機構設立承認）に関する法律 1994 年 7 号(官報 1994 年 57 号、官報追記 3564 号)
5. 関税に関する法律 1995 年 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号) 及びその改正である法律 2006 年 17 号(官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
6. 独占行為と不健全な事業競争の禁止に関する法律 1999 年 5 号(官報 1999 年 33 号、官報追記 3817 号)
7. 自由貿易地域と自由貿易港に関する緊急政令 2000 年 1 号を法律として定めることに関する法律 2000 年 36 号（官報 2000 年 251 号、官報追記 4053 号）及びその改正である法律 2007 年 44 号（官報 2007 年 130 号、官報追記 4775 号）
8. 地方政府に関する法律 2004 年 32 号(官報 2004 年 125 号、官報追記 4437 号) 及び数次にわたり改正されその最終改正である法律 2008 年 12 号(官報 2008 年 59 号、官報追記 4844 号)
9. 投資に関する法律 2008 年 25 号(官報 2007 年 67 号、官報追記 4724 号)
10. 株式会社に関する法律 2007 年 40 号(官報 2007 年 106 号、官報追記 4756 号)
11. 省庁に関する法律 2008 年 39 号(官報 2008 年 166 号、官報追記 4916 号)

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

12. 政府、州政府、県/市政府の行政分担に関する政令 2007 年 38 号(官報 2007 年 82 号、官報追記 4737 号)
13. バタム自由貿易地域・自由港に関する政令 2007 年 46 号 (官報 2007 年 107 号、官報追記 4757 号)
14. ビンタン自由貿易地域・自由港に関する政令 2007 年 47 号 (官報 2007 年 108 号、官報追記 4758 号)
15. カリムン自由貿易地域・自由港に関する政令 2007 年 48 号 (官報 2007 年 109 号、官報追記 4759 号)
16. 外国貿易分野における商業大臣の責務の確認に関する大統領令 1967 年 260 号
17. 投資分野のワンドア統合サービスに関する大統領規程 2009 年 27 号
18. 第二次統一インドネシア内閣結成に関する大統領令 2009 年 84/P 号及びその改正である大統領令 2011 年 59/P 号
19. 省庁の設立と組織に関する大統領規程 2009 年 47 号及び数次にわたり改正されその最終改正である大統領規程 2011 年 91 号
20. インドネシア共和国の省庁の地位、任務、機能、組織構成、作業手順に関する大統領規程 2010 年 24 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領規程 2011 年 92 号
21. Indonesia National Single Window の枠組みにおける INATRADE 電子システムによる輸出入許認可サービス規定に関する商業大臣規程 No.28/M-DAG/PER/6/2009
22. 輸入分野の一般規定に関する商業大臣規定 No.54/M-DAG/PER/10/2009
23. 投資の枠組みにおける産業開発或いは振興用の機械、物品、材料にかかる輸入関税免税に関する財務大臣規程 No.176/PMK.011/2009 の改正に関する財務大臣規程 No.76/PMK.011/2012
24. 商業省の組織と作業手順に関する商業大臣規程 No.31/M-DAG/PER/7/2010
25. 乗客、輸送機乗員、国境横断者によって持ち込まれる物品と発送品の輸入に関する財務大臣規程 No.188/PMK.04/2010
26. 物品分類システムの設定と輸入品の関税率賦課に関する財務大臣規程 No.213/PMK/011/2011
27. 輸入業者番号 (API) 規定に関する商業大臣規程 No.27/M-DAG/PER/5/2012 を鑑み、

以下を決定した：

輸入業者番号 (API) 規定に関する商業大臣規程 No.27/M-DAG/PER/5/2012 の改正に関する商業大臣規程を定める。

## 第 I 条

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

輸入業者番号（API）規定に関する商業大臣規程 No.27/M-DAG/PER/5/2012 のいくつかの規定を下記の通り改正する：

1. 第1条の6号を改正し、第1条は下記の通りとなる：

## 第1条

本大臣規程の中で、

1. 輸入とは、インドネシア関税領域内への物品の搬入活動のことである。
2. 輸入業者番号とは、輸入業者としての ID のことであり、以後略して API と称する。
3. 輸入業者とは、輸入活動を行う、個人、或いは法人・非法人形態の事業体のことである。
4. 市場試験とは、市場の反応を見るため、そして事業開発の枠組みにおいて利用するために製造業者が輸入する、生産がまだできない特定工業品の販売を行う活動である。
5. 補完財とは、製造輸入業者が輸入する、輸入業者と特殊関係を有する海外の会社に由来し海外の会社が生産する、工業許可と関連する特定の工業品のことである。
6. 特殊関係とは、現行会計基準に基づき、いずれか一方が他方をコントロールする能力を持つ或いは大きな影響力を有する、API-P 保有会社と海外にある会社との関係のことである。
7. 投資とは、インドネシア共和国領域内で事業を行うための国内投資家及び外国投資家によるあらゆる形態の投資活動のことである。
8. 国内投資とは、インドネシア共和国領域内で事業を行うために国内資本を用いて国内投資家が実施する投資活動のことである。
9. 外国投資とは、インドネシア共和国領域内で事業を行うためにその全てを外国資本を用いて又は国内投資家と合弁で外国投資家が実施する投資活動のことである。
10. 中央政府とは、1945年憲法に規定のインドネシア共和国の国政の支配権を掌握するインドネシア共和国大統領のことであり、以後政府と称する。
11. 大臣とは商業分野の責務を担う大臣のことである。
12. 総局長とは商業省外国貿易総局長のことである。
13. 州の局とは、州で商業分野の責務を担う局のことである。
14. 県/市の局とは、県/市で商業分野の責務を担う局のことである。

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

15. 自由貿易地域・自由港審議会とは、バタム自由貿易地域・自由港審議会、ビンタン自由貿易地域・自由港審議会、カリムン自由貿易地域・自由港審議会のことであり、以後審議会と称する。
16. 自由貿易地域・自由港事業庁とは、バタム自由貿易地域・自由港事業庁、ビンタン自由貿易地域・自由港事業庁、カリムン自由貿易地域・自由港事業庁のことであり、以後事業庁と称する。

2. 第4条を下記の通り改正する:

第4条

- (1) 第3条 aに規定の API-U は、売買目的での特定物品の輸入を行う会社に関りこれが供与される。
- (2) (1)項に規定の特定の物品の輸入は、法規に基づき、物品分類システムに記載の1セクションにカバーされている物品グループ/種類に限る。
- (3) API-U 保有会社は、下記に該当する場合、1セクションを超えるグループ/種類の物品の輸入が可能:
  - a. API-U 保有会社が海外に所在し、API-U 保有会社と特殊関係を有する会社に由来する物品の輸入、或いは
  - b. API-U 保有会社とその全て或いは大部分の資本を国が有する事業体の場合
- (4) (2)項と(3)項に規定の物品グループ/種類は各社に供与された API-U に記載されている。
- (5) (2)項と(3)項に規定の物品分類システム内のセクションは、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付 I に記載の通り。
- (6) (3)項に規定の特殊関係は下記を通じて取得可能:
  - a. 経済活動に対するコントロールの共有のための契約上の承認
  - b. 株式保有
  - c. 定款
  - d. 代理店/販売業者契約
  - e. ローン契約、或いは
  - f. サプライヤー契約

3. 第5条と第6条の間に1条、第5A条を下記の通り挿入する:

第5A条

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

第5条に規定の輸入品が関税免税便宜を供与され、輸入申告の日から2年以上自家利用している物品の場合、他者に譲渡が可能。

4. 第4条を下記の通り改正する:

#### 第9条

- (1) 第6条(3)項に規定の補完財として輸入される特定工業品は下記の規準を満たしていること:
  - a. API-P 保有者の保有する工業分野の事業許可或いはそれに類する他の事業許可と一致している、及び
  - b. API-P 保有会社と特殊関係を有する海外にある会社に由来する
- (2) (1)項に規定の特殊関係は下記を通じて取得可能:
  - a. 経済活動に対するコントロールの共有のための契約上の承認
  - b. 株式保有
  - c. 定款
  - d. 代理店/販売業者契約
  - e. ローン契約、或いは
  - f. サプライヤー契約

5. 第11条を下記の通り改正する:

#### 第11条

- (1) 第10条に規定のPIとしての決定を受けるために、API-P 保有会社は下記を添付の上、大臣、この場合総局長に対し書面で申請を出すこと:
  - a. 管轄機関が発行した工業分野の事業許可或いはそれに類する他の事業許可の写し
  - b. 会社登録証 (TDP) の写し
  - c. 納税者番号 (NPWP) の写し
  - d. API-P の写し、及び
  - e. 物品の用途・目的に基づく特定工業品の数量、種類、関税分類/HS、積荷港、仕向港、輸入期間などを記載した中央の担当育成機関からの推薦状
  - f. 輸入された特定工業品がPIに規定の物品と合致しない場合、当該輸入業者の費用負担で再輸出をする用意がある旨の表明書
- (2) 申請が不備なく受理されてから5営業日以内に、総局長は大臣の名義でPIとしての決定を出す。
- (3) PIとしての決定は中央の担当育成機関からの推薦状に基づく特定の期間有効。

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

6. 第 18 条(1)項と(3)項の規定を改正し、第 18 条は下記の通りとなる:

#### 第 18 条

- (1) 大臣は、事業許可の発行が政府の権限となっている投資会社向けのものについては、第 3 条に規定の API-U と API-P 発行権限を BKPM に委任する。
- (2) BKPM 長官は、(1)項に規定の権限を BKPM の投資サービスを担当するエセロン 1 官吏及び/或いは許認可サービスを担当するエセロン 2 官吏に委任できる。
- (3) (1)項に規定の BKPM 長官或いは(2)項に規定のエセロン 1 官吏或いはエセロン 2 官吏が発行する API-U と API-P は大臣の名義で署名を行う。

7. 第 20 条を下記の通り改正する:

#### 第 20 条

- (1) 大臣は、第 3 条に規定の API-U と API-P の発行権限を州の局長に委任する。
- (2) (1)項に規定の API-U と API-P の発行は、第 18 条(1)項に規定の事業許可の発行が政府の権限となっている会社以外の国内投資会社と、第 19 条(1)項に規定の事業体或いは請負業者以外の会社向けに限る。
- (3) (1)項に規定の州の局長が発行する API-U と API-P は大臣の名義で署名を行う。

8. 第 22 条を下記の通り改正する:

#### 第 22 条

- (1) 第 3 条に規定の API-U と API-P を取得するために申請を行う予定の投資分野の会社は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付 II に記載の書式に記入の上、下記を添付し、BKPM 長官に宛てること：
  - a. 会社設立証書と変更証書の写し及び法務人権省からの承認書
  - b. 現地村役場発行のまだ有効な本社所在地証明書の写し、又は事業場所賃貸/契約書の写し
  - c. 所在地に応じた会社の納税者番号 (NPWP) の写し
  - d. 会社登録証 (TDP) の写し
  - e. API-P の場合、BKPM 長官発行した投資登録書、投資原則許可、工業分野の事業許可、或いはそれに類するその他の事業許可の写し

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- f. API-U の場合、BKPM 長官が発行した輸入商業分野の事業許可の写し
  - g. 外国人が API に署名する場合、外国人労働者雇用許可 (IMTA) の写し
  - h. API-U の場合、外為銀行からのレファレンス
  - i. API 署名者すなわち会社役員或いは取締役の KTP 或いは旅券の写し
  - j. 取締役と取締役代理人各人の背景赤、3×4 の最新のカラー証明写真 2 枚、及び
  - k. 法規に基づき物品分類システムに記載の 1 セクションを超えた物品グループ/種類の物品の輸入を行う API-U の場合、下記を添付のこと：
    - 1. 海外にある会社と特殊関係を有する旨を表明した API-U 保有者の表明書、印紙を十分貼り付けること、及び
    - 2. 海外にある特殊関係を有する会社が所在する国の商業アタシエ或いは外交/領事/インドネシア在外公館の官吏が認証した特殊関係の証明書
- (2) インドネシア政府との協力契約に基づく事業活動を行う、エネルギー、石油ガス、鉱物、その他天然資源管理分野の事業体或いは請負業者は、第 3 条 b に規定の API-P を取得する場合、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付 III に記載の書式に記入の上、下記を添付し、総局長、この場合輸入局長に宛てること：
- a. 政府、或いはエネルギー、石油ガス、鉱物分野の事業活動管理及びその他天然資源管理を行うために政府により設立された実施機関との協力契約の写し
  - b. a に規定の政府或いは実施機関からの推薦状の原本
  - c. 事業体或いは請負業者の納税者番号の写し
  - d. 協力契約請負業者の責任者各人の背景赤、3×4 の最新のカラー証明写真 2 枚、及び
  - e. 責任者各人の ID/旅券の写し
- (3) API-U を取得するための申請を行う予定の第 20 条(2)項に規定の会社は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付 IV に記載の書式に記入の上、下記を添付し、現地の州の局長に宛て、写しを県/市の局長に送ること：
- a. 会社設立証書と変更証書の写し
  - b. 現地村役場発行のまだ有効な本社所在地証明書の写し、又は建物の管理者或いは所有者との事業場所賃貸契約書の写し
  - c. 州/県/市の投資分野のワンドア統合サービス実施機関の長が発行した商業分野の事業許可、商業許可書 (SIUP) 或いは商業分野の管轄機関/局が発行するそれに類するその他の事業許可の写し
  - d. 会社登録証 (TDP)

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- e. 会社或いは個人と会社責任者の納税者番号の写し
  - f. 外為銀行からのレファレンス
  - g. API 署名者である取締役と取締役代理人の KTP 或いは旅券の写し
  - h. 会社役員或いは取締役各人の背景赤、3×4 の最新のカラー証明写真 2 枚
  - i. 法規に基づき物品分類システムに記載の 1 セクションを超えた物品グループ/種類の物品の輸入を行う API-U の場合、下記を添付のこと：
    - 1. 海外にある会社と特殊関係を有する旨を表明した API-U 保有者の表明書、印紙を十分貼り付けること、及び
    - 2. 海外にある特殊関係を有する会社が所在する国の商業アタシェ或いは外交/領事部/インドネシア在外公館の官吏が認証した特殊関係の証明書
- (4) API-P を取得するための申請を行う予定の第 20 条(2)項に規定の会社は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付 V に記載の書式に記入の上、下記を添付し、現地の州の局長に宛て、写しを県/市の局長に送ること：
- a. 会社設立証書と変更証書の写し
  - b. 現地村役場発行のまだ有効な本社所在地証明書の写し、又は事業場所賃貸契約書の写し
  - c. 州/県/市の投資分野のワンドア統合サービス実施機関の長や管轄の機関/局の長が発行した投資登録書、投資原則許可、工業分野の事業許可、それに類するその他の事業許可の写し
  - d. 所在地に応じた会社或いは個人と会社責任者の納税者番号の写し
  - e. 会社登録証
  - f. API 署名者である取締役と取締役代理人の KTP 或いは旅券の写し、及び
  - g. 会社役員或いは取締役各人の背景赤、3×4 の最新のカラー証明写真 2 枚
- (5) (1)項、(2)項、(3)項、(4)項に規定の申請及び/或いは写しの提出は、以下の方法で可能：
- a. <http://inatrade/depdag.go.id> のウェブサイトを通じて
  - b. 発送サービスを通じて、或いは
  - c. BKPM 長官、総局長この場合、輸入局長、州の局長、県/市の局長、或いは会社所在地の投資分野のワンドア統合サービス実施機関の長に直接提出

9. 第 29 条の(4)項と(5)項の間に(4a)項を挿入し、第 29 条は下記の通りとなる：

## 第 29 条

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- (1) 第 10 条(1)項に規定の PI としての決定を受けている API-P 保有会社は、総局長に対し 3 ヶ月に一度、輸入のあるなしにかかわらず、実績報告を行うことが義務付けられている。
- (2) 第 22 条(1)項に規定の API-U 或いは API-P 保有会社は、BKPM 長官に対し 3 ヶ月に一度、輸入のあるなしにかかわらず、実績報告を行うことが義務付けられている。
- (3) 第 22 条(2)項に規定の API-P 保有会社は、総局長に対し 3 ヶ月に一度、輸入のあるなしにかかわらず、実績報告を行うことが義務付けられている。
- (4) 第 22 条(3)項と(4)項に規定の API-U 或いは API-P 保有会社は、州の局長に対し 3 ヶ月に一度、輸入のあるなしにかかわらず、実績報告を行い、写しを輸入業者所在地の県/市の局長に送ることが義務付けられている。
- (4a) (1)項、(2)項、(3)項、(4)項に規定の実績の有無を問わず行う輸入実績報告は、<http://inatrade.kemendag.go.id> からの提出も義務付けられる。
- (5) BKPM 長官、州の局長及び事業庁長官は、API-U と API-P 保有会社の輸入実績累積報告書を 3 ヶ月に一度、定期的に大臣に提出する。

10. 第 33 条は削除。

11. 第 34 条を下記の通り改正する:

### 第 34 条

API 保有会社、或いは API なしで輸入を行う輸入業者は、法規に基づく輸入の実施に完全に責任を負う。

12. 第 34 条と第 35 条の間に下記の通り、第 34A 条を挿入する:

- (1) 輸入政策のモニタリングと評価の枠組みにおいて、商業省外国貿易総局は API-U と API-P 保有会社による輸入の監督を行うこと。
- (2) (1)項に規定の監督は下記に対する事後監査で行う:
  - a. 輸入実績報告書の正当性
  - b. 輸入品と API 書類に記載のデータと用途との整合性、及び
  - c. 輸入関連法規の遵守
- (3) (2)項に規定の事後監査は定期的及び随時行われる。
- (4) (2)項に規定の事後監査は API 発行機関、関税総局、財務省と調整をして行われる。

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- (5) (2)項に規定の事後監査の実施の枠組みにおいて、総局長は API 監督統合チームを結成可能。

13. 第 41 条と第 42 条の間に下記の通り第 41A 条を挿入する:

#### 第 41A 条

- (1) 州政府にワンドア統合サービス機関が設立済みの場合、大臣は第 20 条(2)項に規定の API-U と API-P 発行をワンドア統合サービス実施機関の長に委任可能。
- (2) (1)項に規定の API-U と API-P 発行は大臣の名義で署名を行う。
- (3) 申請、(1)項に規定の API-U と API-P のデータの変更、輸入実績報告は、ワンドア統合サービス実施機関の長に提出する。
- (4) 本大臣規程の規定違反にかかる罰則は、大臣名義でワンドア統合サービス実施機関の長が(1)項に規定の API-U と API-P の凍結、再発効、取消の形で適用する。
- (5) ワンドア統合サービス実施機関の長は、(4)項に規定の API-U と API-P の凍結、再発効、取消通知書を当該会社にだし、その写しを輸入局長、関税総局長、会社所在地の県/市の局長に送る。

#### 第 II 条

本規程は制定の日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本大臣規程をインドネシア共和国官報に記載する。

2012 年 9 月 21 日、ジャカルタにて制定

商業大臣

ギタ・イラワン・ウィルヤワン

写しは原本の通りである。

商業省官房

法務局長

ラスミニンシ

本資料は、インドネシア商業大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。